



公 示 書

下記の書類は、送達不能のため当職において保管しています。申し出があれば、送達を受けるべき者にお渡しします。

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示します。

【注意】

この公示は、掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に下記の書類が送達されたものとみなされます。

(地方税法第20条の2第3項)

那塩収公示第22号

令和8年7月28日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



記

送達を受けるべき者 RIBEIRO GOMES REGINA

送達すべき書類 国税徴収法の規定に基づき作成された、
(文書番号) 令和8年07月24日付の市税に関する書類
(那塩収第1354号)